

亀農第01-1992号
令和7年12月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	亀山地区 (南野、御幸(駅前)、西町、東丸、本町、北山、小下、野村、野尻地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の担い手を維持しながら、後継者がいない農地は可能な限り現在の担い手が集積を進めていく。後継者の育成を進め、担い手を確保をする。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手を維持しながら、後継者がいない農地は可能な限り現在の担い手が集積を進めていく。後継者の育成を進め、担い手を確保をする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で一団となり農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手の可能な範囲で農地の集積・集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、農地集積を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

予定なし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の中から担い手を育成しつつ、地域の意向を踏まえながら、新たな農業者の発掘のため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制の構築を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策として、柵の設置・管理や捕獲の推進を図る。

⑦多面的機能支払交付金を活用し維持をしていく。